

< 世界銀行Operational Policy4.10 Annex B >

先住民族計画

- 1 . 先住民族計画(Indigenous Peoples Plan, (IPP))は、柔軟性のある実際的な方法で策定され、詳細レベルについては当該プロジェクトとその影響の性質に応じて異なるものとする。
- 2 . IPPは、以下の内容を要件とする。
 - (a) Annex A、パラグラフ2、(a)¹と(b)²で言及されている情報の要旨
 - (b) 社会的アセスメントの要旨
 - (c) プロジェクト準備段階において行われ(Annex A)、かつ共同体による広範なプロジェクトへの支持に至った被影響先住民族共同体との情報を提供された上での自由な事前の協議結果の要旨
 - (d) プロジェクト実施段階における被影響先住民族社会との情報を提供された上での自由な事前の協議の保障スキーム（この政策のパラ10を参照せよ）
 - (e) 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保障する方策の行動計画。（必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策含む。）
 - (f) 先住民族に対する負の潜在的影響が確認される場合には、その負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策の行動計画
 - (g) 当該IPPに係る費用及び予算の計画
 - (h) プロジェクト実施段階で生じた被影響先住民族共同体からの苦情申立に対する適切なアクセス可能な手続。（苦情申立手続の策定の際には、借入人は先住民族における司法的救済源及び慣習的紛争仲裁制度を考慮する。）
 - (i) 当該IPP実施のモニタリング、評価、及び報告についてのプロジェクトに適切なメカニズム及びベンチマーク。（モニタリングおよび評価メカニズムには、被影響先住民族共同体との情報を提供された上での自由な事前の協議が織り込まれることが望ましい。）

¹ OP 4.10 Annex A 2. (a) プロジェクトに適切な規模の、先住民族に適用されている法的・制度的枠組みの調査

² OP 4.10 Annex A 2. (b) 被影響先住民族共同体の人口、社会的、文化的、政治的特徴と、彼/彼女らが伝統的に所有または慣習的に使用もしくは占有する土地と領域、及び彼/彼女らが依存する天然資源についての基礎情報